



島根県報

平成29年8月1日（火）

号外第93号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第422号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字国ゲ1293番6地先から同字六本松1132番2地先まで	前	メートル 3.17～ 15.34	メートル 686.53	道路改良工事 拡幅	
			後	7.61～ 27.69	686.53		
"	"	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字六本松1132番2地先から同字国加坂1106番1地先まで	前 A	4.14～ 64.25	236.70	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.14～ 64.25		236.70
				B	9.58～ 61.80		223.60
"	"	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字冬坂1369番1地先から同字由良1026番5地先まで	前	3.73～ 10.79	313.73	道路改良工事 拡幅	
			後	9.69～ 26.76	313.73		

島根県告示第423号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字国ゲ1298番地先から同字田城1139番地先まで	メートル 80.00	平成29年 8月3日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字六本松1132番2地先から同字冬坂1369番1地先まで	296.15	平成29年 8月3日		
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字冬坂1367番3地先から同1374番地先まで	100.00	平成29年 8月3日		